

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月12日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

港南台第一中学校 B棟給水管漏水修繕工事

2 履行場所

横浜市港南区港南台6-6-1

港南台第一中学校

3 契約日

令和8年1月15日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月30日

5 契約金額

156,200円(税込)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4-1-2

三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本校B棟高架水槽に繋がる給水管一部腐食による漏水が発生したために1階手洗い場天井から水漏れが起きた。学校管理運営上支障があることから給水管漏水の原因となった腐食箇所(4階廊下流し給水管)の取替修繕を実施して早急に復旧する必要があるため、緊急契約での工事を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課